

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第7号 所有者不明農地の公示について

農業委員出席委員 16名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|----------------|----------------|
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
|----------------|----------------|

推進委員出席委員 14名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員
笹岡大介委員
原田孝一委員
松下正樹委員
山谷秀昭委員

小池秀一委員
長谷川淨二委員
松岡博一委員
矢代誠一委員
渡辺秀人委員

推進委員欠席委員 4名

高山弘則委員
吉田精一委員

廣川久一委員
吉田昇委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長 阿部勝峰
経営基盤係長 上林裕則
経営基盤係主任 佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

出席状況につきましては、開会前に報告したとおりでありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

7番、田邊稔委員、12番、島影正幸委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定3件、面積3万4,703平米であります。

それでは、戻りまして、1ページの27番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

27番は、井栗地内の農地4筆、6,028平米。

28番は、福島新田地内ほかの農地10筆、1万5,846平米。

以上2件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

2ページをお願いします。

29番は、帯織地内ほかの農地7筆、1万2,829平米は新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、7月の25日午前9時から、厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栗原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時56分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定3件、面積3万4,703平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の2件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする1件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

3ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定1件であります。

一番左側の番号欄の括弧内に記載してあります番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

1番は、帯織地内ほかの農地7筆、1万2,829平米を記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定1件、面積1万2,829平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積4,000平米であります。

6番は、飯田地内の農地1筆、65平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

7番は、駒込地内の農地6筆、3,935平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与で取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計面積4,000平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積823平米であります。

5番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、184平米を売買により取得し、モデル住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円です。場所につきましては、第二つくし保育園の北側隣接地で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の25番で農地法第5条の許可申請がなされております。

6番は、代官島地内の農地1筆、639平米を売買により取得し、大型トラックの駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号代官島東交差点の北側70メートル付近で、申請地の属する街区に占める宅地の割合が40%を超えていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の26番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積823平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方は御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は10件で、合計面積3,258.3平米であります。

6ページにお戻りを願います。

25番、26番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

27番は、新光町地内の農地1筆、272平米を売買により取得し、駐車場8台及び搬出入車両の旋回場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、厚生連三条総合病院の西側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は、北入蔵二丁目地内の農地1筆、487平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東病院の北側200メートル付近で、500メートル以内に教育施設と医療施設があり、かつ申請地南側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

29番から31番までの3件は、土場地内の一団の農地3筆について、それぞれ売買により取得し、それぞれの目的に利用したいとするものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号土場（南）交差点の北西120メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

それでは、利用目的等について補足させていただきます。

29番は、225平米について、駐車場5台の用地として利用したいとするものです。

30番は、29番の東側に隣接する297平米について、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいとするものです。

31番は、東側の49平米について、隣接する既存住宅地132.08平米と一体利用し、敷地拡張の用地として利用したいものです。

32番は、西中地内の農地2筆、325平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいとするものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、県央工業高校の南側700メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いします。

33番は、諏訪二丁目地内の農地2筆、521平米を売買により取得し、住宅1棟及び乗入

口の用地として利用したいものです。当該農地については水路で分断されており、道路側の農地1筆、36平米を乗入通路として利用するものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、聖母こども園の東側80メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、帯織地内の農地4筆、259.3平米を売買により取得し、既存宅地33.05平米と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、JR帯織駅の南西160メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数10件、面積3,258.3平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断につい

て』御説明いたします。

9 ページを御覧願います。今月の案件は1件で、面積883平米であります。

2番は、下保内地内の農地4筆、883平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため非農地としたいとするものでございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、件数1件、面積883平米で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、7月20日午後1時30分から第二庁舎301会議室において、野崎会長、栗原会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました令和4年度利用状況調査についてと、令和4年度作況調査についてであります。

初めに、利用状況調査について御報告いたします。平成28年の改正農業委員会法の施行により、農地利用の最適化が農業委員会の業務として必須化され、併せて遊休農地に対する固定資産税の増額が明記されたことから、一層の優良農地の確保と農地の利用調整を図るための着実な取組が求められています。こうした改正の目的を踏まえ、遊休農地の実態把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施するため、農地パトロールを実施するものとします。そこで、今年度の調査を本日と10月31日の2回、総会終了後の午後に実施することといたしました。本日の調査内容につきましては、遊休農地の把握や前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握についてです。

本日は、午後1時までに三条地区の委員は厚生福祉会館第1集会室、栄地区の委員は栄庁舎1階多目的室、下田地区の委員は産業開発センター2階202会議室に集合していただきたいと思っております。また三条地区の委員には当初厚生福祉会館第2集会室と案内していましたが、厚生福祉会館第1集会室に変更いたしますので、間違えないようよろしくお願いいたします。各会場において、事務局からパトロール方法について説明を受けた後、班に分かれ、担当地域のパトロールをしていただきます。パトロールの終了後は、各地区でパトロールの報告と検討会をお願いいたします。なお、細かな点につきましては、後ほど事務局から説明がありますのでよろしくお願いいたします。

次に、作況調査について御報告いたします。今年度の作況調査は、昨年度と同様、圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。実施日は8月31日、総会後の午後といたしました。作況調査を行う圃場は、三条地区2か所、栄・下田地区はそれぞれ1か所で実施することといたしました。調査後は、作況調査検討会を実施いたします。詳しいことにつきましては、後日事務局から案内がありますので、よろしくお願いいたします。

その他の協議事項としまして、空き家に附属した農地の別段面積取扱基準一部見直しについて御報告いたします。本基準は昨年10月1日に制定し、4月総会と6月総会で三条市初の議案を審議、許可したところでございますが、一部修正や見直しを行う箇所がございましたので、農政対策部会で協議いたしました。

お手元にごございます農地取得の取扱いマニュアル(案)を御覧ください。1点目は、1ページ以降に記載した三条市空き家・空き地バンクでございます。本年4月1日から三条市空き家バンクが三条市空き家・空き地バンクに改称されましたので、名称の修正を行うものであります。

2点目は、2ページの(5)、農地を取得することができる者の要件の緩和でございます。令和4年5月27日に改正農地法が公布され、農地の取得に当たり面積要件が令和5年4月1日から撤廃されること、空き家や附属農地の有効活用を図ることを考慮し、農

地取得者の住民登録の要件を削除するものであります。

なお、基準は令和4年7月20日に改正・施行し、改正農地法の施行に伴い、令和5年3月31日をもって廃止することを併せて報告いたします。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。農地取得に関する条件の（1）、農地取得に関する条件の（2）の三条市農業委員会農地移動適正化あっせん基準というのは、ホームページか何かに上がっているわけですか。

事務局（阿部事務局長）

あっせん基準につきましては、ホームページでアップはされておられません。

19番（廣川哲也委員）

それでは、配付をされるか、ホームページにアップされるかお願いしたいと思います。

事務局（阿部事務局長）

今後ホームページにアップするよう準備したいと思っています。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

御発言がないようですので、報第2号 農政対策部会の結果報告についてを終了いたします。

農政対策部会長は自席にお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より説明お願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（ 1 2 番）
